

栗山町告示第41号

栗山町個人町民税寄附金税額控除対象NPO法人指定要綱を次のとおり制定する。

平成25年3月29日

栗山町長 椿 原 紀 昭

栗山町個人町民税寄附金税額控除対象NPO法人指定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下「NPO法人」という。）を条例で定めるための指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例指定NPO法人 栗山町税条例（昭和37年条例第6号）第34条の7第1項第2号に規定する個人町民税寄附金税額控除の対象となるNPO法人をいう。
- (2) 認定NPO法人 特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたNPO法人をいう。

(申出をすることができるNPO法人)

第3条 条例指定NPO法人の申出をすることができるNPO法人は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有するもの
- (2) 設立の日から1年を超える期間が経過しているもの（合併により設立したNPO法人にあっては、設立の日とは当該申請に係るNPO法人又は合併によって消滅した各NPO法人の設立の日のうち最も早い日）

(指定基準)

第4条 条例指定NPO法人の指定基準は、別表のとおりとする。

(指定の申出及び受付)

第5条 条例指定NPO法人の指定を受けようとするもの（以下「申出者」という。）は、栗山町個人町民税寄附金税額控除対象NPO法人指定申出書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 所轄庁から交付された設立認証の指令書の写し
- (2) 定款の写し
- (3) 事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等をい

う。以下同じ。)であって、申出書を提出する日の属する年度の直近の事業年度のもの

(4) 登記事項証明書

(5) その他NPO法人の活動状況を確認する資料として町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申出書を提出したNPO法人が、第3条の規定に該当するものであるときは、随時に申出の受付を行うものとする。

(指定の審査)

第6条 町長は、前条の申出があったときは、申出書等その他必要な事項について第4条に規定する指定基準に適合するかどうか審査を行うものとする。

2 町長は、前項の審査に当たり必要があると認めるときは、実地調査又は聞き取り調査を実施することができるものとする。

(指定の決定及び通知)

第7条 町長は、前条による審査の結果、指定基準に適合すると認めたときは、栗山町税条例においてNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地を明記の上、議会の議決を経て条例指定NPO法人として指定するものとする。

2 町長は、前項による条例の公布後、速やかに申出者に条例指定NPO法人として指定した旨を通知するものとする。

3 町長は、前条による審査の結果、指定基準に適合しないと認めたときは、速やかにその理由を付して申出者に通知するものとする。

(指定内容の変更)

第8条 前条の規定により指定を受けた条例指定NPO法人は、当該法人の名称若しくは事務所若しくは事業所所在地の変更又は合併・解散があったとき、又は認定NPO法人となったときは、栗山町条例指定NPO法人指定事項変更届出書(様式第2号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、議会の議決を経て条例指定の内容を変更するものとする。

(指定の取下げ)

第9条 第7条の規定により指定を受けた条例指定NPO法人が、その指定の取下げをしようとするときは、栗山町条例指定NPO法人指定取下申出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告及び活動状況の聴取等)

第10条 第7条の規定により指定を受けた条例指定NPO法人は、当該法人における毎事業年度初めの3月以内に、栗山町条例指定NPO法人実績報告書（様式第4号）に事業報告書等を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、条例指定NPO法人に対して、随時に活動状況等に係る報告を求め、実地について検査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

（指定の取消し）

第11条 町長は、条例指定NPO法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有しなくなったとき。
- (2) 指定基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申出により指定を受けたとき。
- (4) 指定内容の変更の申出を正当な理由なく行わなかったとき。
- (5) 活動状況等に係る報告及び検査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- (6) 第9条の規定による申出をしたとき。

2 町長は、条例指定NPO法人の指定を取り消すときは、議会の議決を経てその法人の名称及び主たる事務所の所在地を条例から削除するものとする。

3 指定を取り消された条例指定NPO法人は、その取消しの日から2年を経過しなければ、新たな申出をすることができない。ただし、指定取消しの理由が事務所又は事業所の所在地が町外に移転したことによる場合にあっては、その取消しの日から2年を経過しないで新たな申出をすることができるものとする。

（条例指定NPO法人の責務）

第12条 条例指定NPO法人は、次の各号に掲げる事項について責務を有するものとする。

- (1) 指定基準に適合することを証明する書類及びその他帳簿等関係書類を整理し、保管すること。
- (2) NPO活動や運営組織の透明性を確保するため、情報誌・インターネットその他の媒体において、情報開示に努めること。

（委任）

第 13 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

NPO法人条例指定基準

- 1 公益実践活動の実績があること。
 - ①本町の計画、施策の方向性に沿い、住民の福祉の増進に寄与すること。
- 2 運営組織及び経理が適切であること。
 - ①役員総数のうち、役員及びその役員と親族関係（配偶者・3親等以内の親族）を有する者で構成されるグループの人数の占める割合が3分の1以下であること。
 - ②支出した金銭について使途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていないこと。
- 3 事業活動の内容が適正であること。
 - ①宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていないこと。
 - ②役員、社員又は寄附者等に特別な利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと（公職、宗教、政治）。
- 4 情報公開を適切に行っていること。
 - ①事業報告書、役員名簿及び定款等を閲覧させていること。
- 5 事業報告書等を提出していること。
 - ①事業報告書等（会計、役員等名簿）、認証書・登記書類・定款等を所轄庁に提出していること。
- 6 不正行為等がないこと。
 - ①法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- 7 町税及び使用料等に滞納がないこと。

様式第 1 号（第 5 条関係）

栗山町個人町民税寄附金税額控除対象NPO法人指定申出書

年 月 日

栗山町長 様

申出者 主たる事務所又は事業所の所在地

NPO法人の名称

代表者氏名

電話 ー

印

栗山町個人町民税寄附金税額控除対象NPO法人指定要綱第 5 条の規定により、条例指定NPO法人の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申出します。なお、指定の決定のために必要があるときは、町税等の滞納状況について町長が確認することに同意します。

記

1. 設立年月日 年 月 日

2. 活動の概要

3. 事業年度 年 月 日から 年 月 日

4. 添付書類 ①所轄庁から交付された設立認証の指令書（写）

②定款（写）

③事業報告書等

④登記事項証明書

⑤その他町長が必要と認める書類

栗山町条例指定NPO法人指定事項変更届出書

年 月 日

栗山町長 様

申出者 主たる事務所又は事業所の所在地

条例指定NPO法人の名称

代表者氏名

印

電話 ー

栗山町個人町民税寄附金税額控除対象NPO法人指定要綱第8条の規定により、指定内容の変更（名称変更・事務所又は事業所所在地変更・合併・解散・認定NPO法人該当）があったので、下記のとおり関係書類を添えて届出します。

記

事 項	新	旧	異動年月日
NPO法人の名称			年 月 日
事務所又は事業所所在地			年 月 日
合 併	年 月 日		
解 散	年 月 日 ※理由：総会決議・事業成功の不能・正会員の欠亡・合併 破産・設立認証の取消し・その他（ ） 年 月 日（認定年月日）		
認定NPO法人該当			

※添付書類

- ・登記事項に関する変更の場合は、登記事項証明書の写し
- ・認定NPO法人該当の場合は、認定に係る通知の写し

栗山町条例指定 N P O 法人指定取下申出書

年 月 日

栗山町長 様

申出者 主たる事務所又は事業所の所在地

条例指定 N P O 法人の名称

代表者氏名

電話 ー

印

栗山町個人町民税寄附金税額控除対象 N P O 法人指定要綱第 9 条の規定により、条例指定 N P O 法人の指定について、下記の理由により取下げしたいので申出します。

記

条例指定 N P O 法人指定取下げ理由

栗山町条例指定NPO法人実績報告書

年 月 日

栗山町長 様

申出者 主たる事務所又は事業所の所在地

条例指定NPO法人の名称

代表者氏名

電話 ー

印

栗山町個人町民税寄附金税額控除対象NPO法人指定要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 提出書類

平成 年度 事業報告書
財産目録
貸借対照表
活動計算書
役員名簿